

## 属性認証の在り方について(案)

## 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日）

## 4. 世界最高水準のIT社会の実現

## (3) 新たに講ずべき具体的施策

## ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

## ④ マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、**電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出**や**引越・死亡等に係るワンストップサービス**や、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、**2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。**

## ⑤ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

**法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。**

また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

## ⑥ 年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化

具体的には、国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始を踏まえ、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック免除申請の導入、**マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続きの簡素化等**を実施していく。

## ● 文書の真正性(作成者本人の意思により作成されたこと)の証明に関する考え方

### 「紙」の世界 (民事訴訟法)

原則

「自由心証主義」(民訴法第247条)

裁判官は、何人にも拘束されず、自由な判断に基づいて事実認定を行う。

証拠として提出された文書の真正性について適用した場合

#### ① 条文

- 公文書については、真正に成立したと推定。
- 私文書については、本人による署名・押印がある場合には、真正に成立したと推定。(228条)

#### ② 判例

- (利益を得ようとする者によって)作成名義人の印影により顕出された事実が確定された場合、「反証のない限り」当該印影は「本人の意思により」顕出されたものと推定。(判例)
- 名義人が他者と共用する印章は対象外。(判例)

本人による電子署名がある電磁的記録については、真正に成立したと推定(3条)

作成名義人の電子署名が、名義人の意思で行われたことを証明することが困難。

☞ 上記を証明するための手段として、「紙」の世界における自治業務(印鑑証明等発行)にあたる「特定認証業務」を規定し、証明責任を軽減

### 「電子」の世界 (電子署名法)

軽減しているだけで、必ずしも本人性が推定されるわけではない(判例に期待)

## 電子署名及び認証業務に関する法律 第二条

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者(以下「**①利用者**」という。)その他の者の求めに応じ、**②当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が**  
**③当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。**

➡ このうち、電子署名の本人性に関する基準を満たすものを「特定認証業務」として規定。

- ① 「利用者」は、電子署名を自ら行う者であり、**自然人のみ**(法人や団体などは含まない)。
  - ② 「電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項」とは、署名の検証に用いる**利用者の公開鍵**等。
  - ③ (特定)**認証業務は、本人性**(公開鍵＝本人のもの)**の認証を対象**とし、**肩書・資格等の属性認証を含まない**。
    - i. 「代表取締役社長」(代表権を有すること)、「営業部長」(特定の役職にあること)、「〇〇代理人」(一定の事柄について代理権を有すること)といった肩書や資格は認定の対象外。
    - ii. ただし、属性認証業務を行うことは禁止されておらず、大臣認定を受けない認証業務として自由に営むことが可能。
    - iii. 本人性の確認にあたっては、住民票の写し、戸籍謄本・抄本又はこれらに準ずるものに加え、①旅券、免許証等の写真付身分証明書、②印鑑登録証明(申込書の押印したもの)、③名宛人に限って交付される郵便物への返信のいずれか一つを提出する必要。
- ※ 「証明する」とは、利用者に対して電子証明書を発行すること等を指す。  
 ※ 「電子証明書」とは、利用者の公開鍵の本人性を証明するために作成する電磁的記録であり、記載事項は省令で規定。

### 電子認証の仕組み



- 商業登記法に基づく電子認証制度(第12条の2)では、登記所が、登記情報や代表者印の印影等に基づき、**法人の存在、代表権限の存在、代表者の本人性を証明**。

☞ **法人の代表者等が対象**であり、**他の者(代表権のない取締役、管理職等)に対し、電子証明書を発行するものではない。**



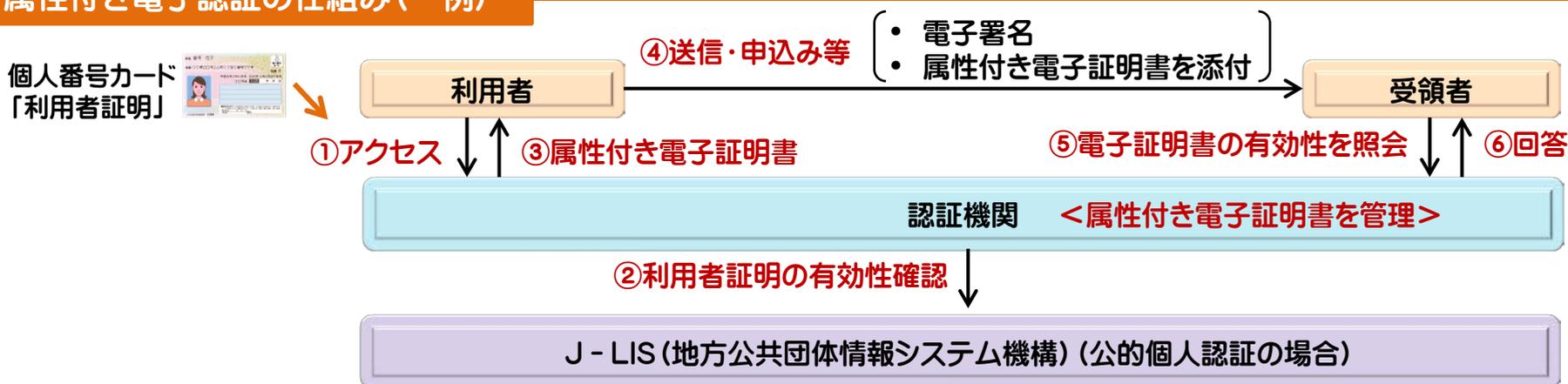
- ✓ **実務上**、大会社の代表者等が自ら契約を締結し、申請を行うことは稀であり、**担当者が行うことが一般的**。
- ✓ 当該担当者が契約等を行うに際し、**会社の一員であること(役職等)の属性を証する電子証明書の発行が必要**。

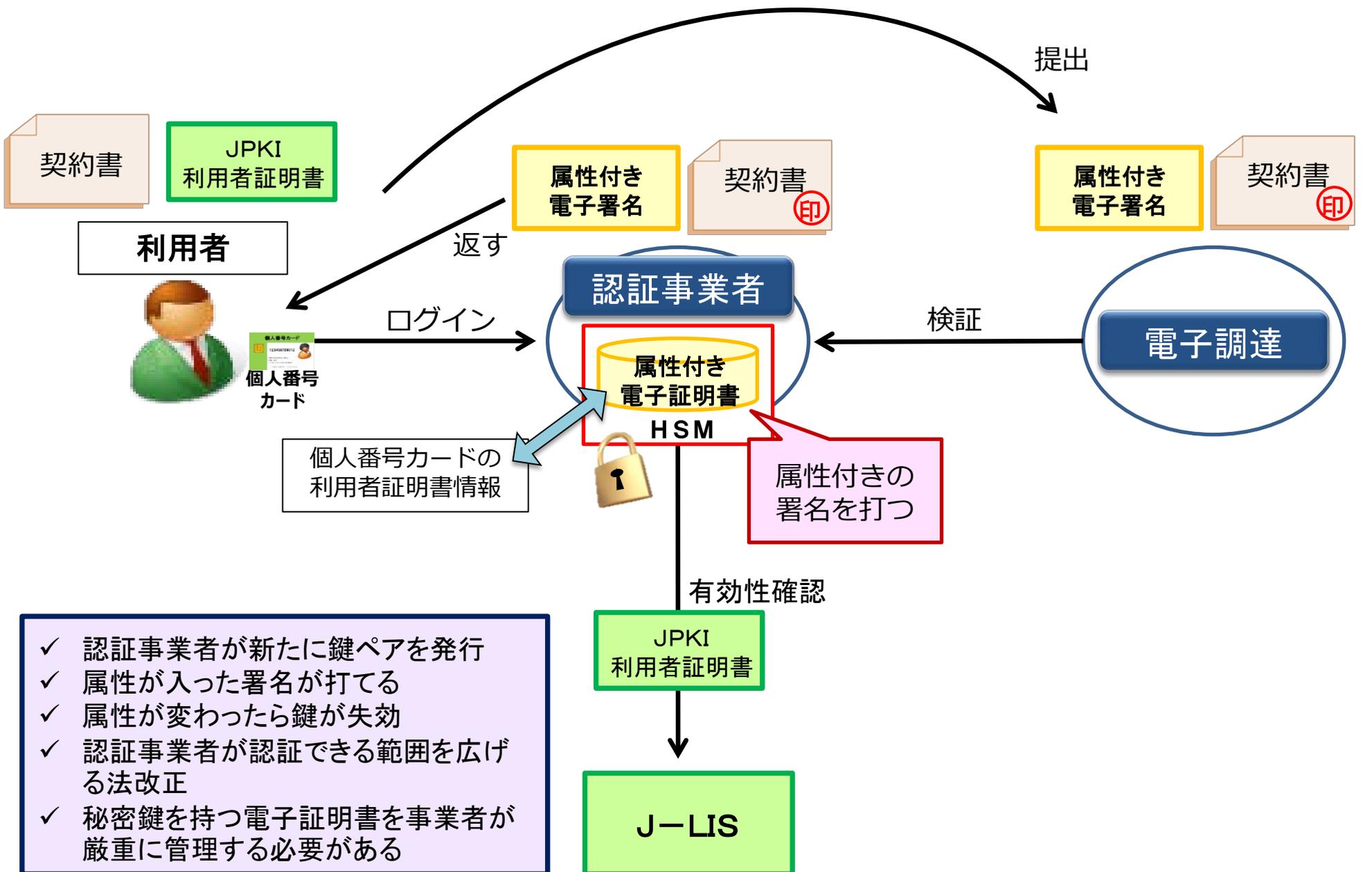
➔ **特定認証業務は、属性認証を含んでおらず、認証事業者が行う場合、法的な裏付けのない、単なる運用実務として実施。(認定された業務であると誤認されないようにする措置を講ずる必要あり)**

### <参考> 公的個人認証サービス

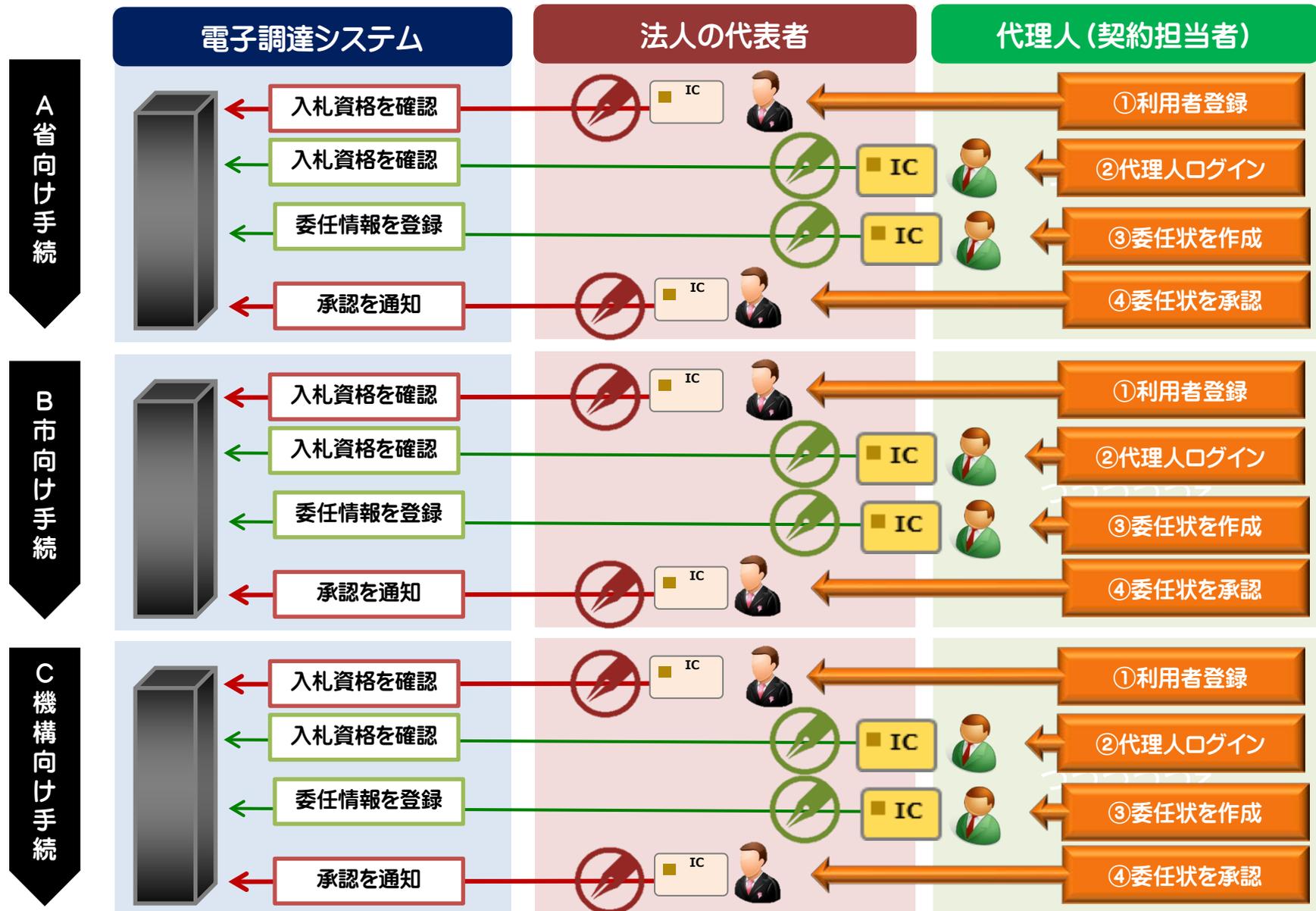
行政手続きを行おうとする**個人**については、行政手続オンライン化法等に基づき、都道府県が住民基本台帳に記録された**4情報(氏名、住所、生年月日、性別)**を記載した電子証明書を発行。

### 属性付き電子認証の仕組み(一例)





- ✓ 認証事業者が新たに鍵ペアを発行
- ✓ 属性が入った署名が打てる
- ✓ 属性が変わったら鍵が失効
- ✓ 認証事業者が認証できる範囲を広げる法改正
- ✓ 秘密鍵を持つ電子証明書を事業者が厳重に管理する必要がある



属性(資格等)の認証業務が法的に位置づけられ、個人番号カードにより属性認証を行う環境が整備された場合、調達機関ごとの委任手続き書類の作成が不要に

## 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日）

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、**電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービス**や、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

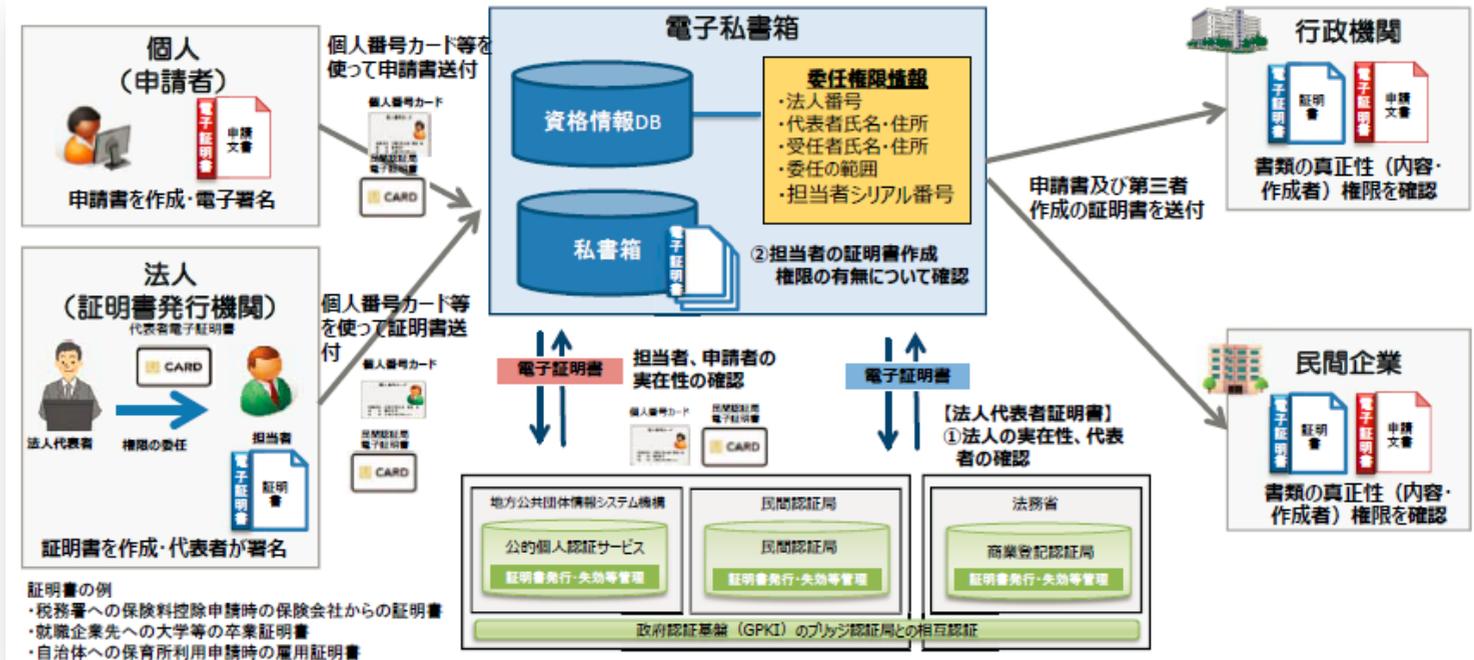
## 日本郵便「新しいデジタルメッセージサービスについて」（平成27年3月26日）

- Eメールでは送付が難しい重要な文書を、安全かつ受取人を厳格に特定して電子データで配信するサービス。
- 行政機関からの通知書、民間企業からの利用明細書、勤め先から給与明細の送付などでの利用が考えられる。
- 海外では多くの先進国で、郵便事業者が中心となってこうしたサービスを提供している。

個人等の依頼に基づき、  
 □ 「個人等による申請書」  
 □ 「第三者による証明書」  
 を行政機関等に提供。



行政機関等が、  
 □ 「本人性」  
 □ 「属性（権限の委任）」  
 を確認し、証明書を受領。



**【概要】**  
 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

